

第四十四回帝國議會
衆議院

船舶滿載吃水線法案委員會會議錄(速記)第三回

會議

大正十年二月一日午後二時二十分開議

出席委員左ノ如シ

坪田 十郎君 岩崎幸治郎君 高橋金治郎君
栗林 五朔君 山本清三郎君 蓮井 藤吉君
上塚 司君 青柳郁次郎君 森 恪君
原田藤次郎君 橋本 喜造君 正木 照藏君
齋藤巳三郎君

出席國務大臣左ノ如シ

遞信大臣 野田卯太郎君

出席政府委員左ノ如シ

遞信次官 秦 豐助君

遞信省管船局長 若宮 貞夫君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

遞信技師 山本 幸男君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

船舶滿載吃水線法案

(以下速記)

○委員長(坪田十郎君) 之ヨリ會議ヲ開キマス

○正木照藏君 モウ本案ニ就キマシテハ別ニ御尋ス

ル事モゴザイマセヌガ...

○齋藤巳三郎君 一寸討論ニ入ル前ニ方ッテ一言御

尋シテ置キマス、第一條ノ第二項第三項ノ沿海航路、

近海航路、此區別ハドウ云フ所デ區別シテアルノデ

アリマスガ、此事ヲ一寸伺ッテ見タイト思ヒマス

○若宮政府委員 航路ハ航路定限ニ關シマスル區別

ノ明細ハ、船舶検査法施行細則ニ詳細ナル規定ガゴ

ザイマシテ、航路ヲ分ッテ四ツト致シテ居リマス、即

チ遠洋航路、近海航路、沿海航路、平水航路ト四ツニ

分チマシテ、ソレデ船舶ノ航路資格ニ依リマシテ、或

ル船舶ニ對シテハドノ航路定限ヲ與ヘルカト云フ事

ヲ定メテ居リマス、ソレデ御尋ノ近海航路ト申シマ

スノハ、道路施行細則第五條ニ規定ガゴザイマシテ、

二區ゴザイマス、其第一區ハ東經百十三度カラ東經

百二十度及北緯二十一度カラ北緯六十三度ニ至ル

線内、第二區ハ東經九十五度カラ百七十五度及南緯

十一度カラ北緯二十四度ニ至ル線内、是ガ此圖面ト

照シマス云フト、近海航路ノ範圍デアル事ガ判ル

ヤウニ相成ッテ居リマス、ソレカラ沿海ト申シマスノ

ハ、内地ノ沿岸ニ沿ヒマシテ避難港ノ有無、風波ノ

靜穩ナリヤ否ヤト云フコトヲ標準ト致シマシテ、數

區ニ分ッテ居リマス、即チ施行細則第五十一條ニ規定

ガゴザイマシテ、第一區カラ第二十九區ニ至リマス

二十九ニ分チマス、ソレデ航路ヲ定メテ居リマス

○齋藤巳三郎君 第四目ニ漁業ニ從事スル者ハ、總

テ此法ニ除外シテアリマスガ、遠洋漁業ナドハドウ

デス、是モ矢張除外シテアリマスガ

○若宮政府委員 除外致ス積リデゴザイマス、若シ

遠洋漁業ノ船デモ五百噸若クハ六百噸位ノ船ニ乗ッ

テ漁業ニ行ッテ居ルトキハ無論デアリマスガ、時トシ

テ閑デ遊ンデ居ルトキニハ、他ノ港ニ其船ニ貨物ヲ

積ンデ行クトキガアリマス、其時ハドウナリマス

○若宮政府委員 第一條第四號ニ定メテ居リマスノ

ハ、漁業ニノミ從事スルト云フ場合デゴザイマシテ、

之ヲ除外シテ居リマスノデ、若シ漁業船デゴザイマ

シテモ、ソレガ一般ノ貨物ヲ積ンデ航海致スト云フ

トキニハ、本法ノ適用ヲ受ケシメル、斯ウ云フ趣意

ニナッテ居リマス

○正木照藏君 本案ニ就キマシテ意見ヲ述ベマスデ

ゴザイマスガ、大體ニ於キマシテ原案ヲ賛成ヲ致シ

マス、此法ノ一般ニ必要ナルコトハ規程ノ定メ方如

何ニアル、斯ウ云フコトガ一番主要デアリマス、ソレ

ニ就テ隨分外國トノ間ニ旨ク談合ガ届クカ届カヌカ

ト申スハ全ク此點デアル、此規程ヲ御定メニナルニ

就キマシテ十分御注意下サレテ、兎ニ角外國ニ行ッ

テ通ラヌヤウナ遣方ヲセヌヤウニ、外國ニ行ッテ日本

ノ「ロードマーク」ガ十分認メラレルヤウニ御留意ア

ランコトヲ希望致シマス、此希望ヲ以テ本案ニ賛成

致シマス

○森恪君 正木君其他質疑ヲ重ネラレテ諸君ノ御意

見モ本案ニ大體賛成ノ御意見ト認メマス、吾々モ贊

成デアリマスカラ速ニ可決セラレンコトヲ希望致シ

マス

(賛成々々ト呼フ者アリ)

○委員長(坪田十郎君) 異議ナイヤウニ認メマス

デ、全會一致ヲ以テ可決ノ意見ヲ發表スルコトニ致

シマス

午後二時二十四分散會

大正十年二月四日印刷

大正十年二月五日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局